

税の申告



町民税・国民健康保険税と所得税の申告の時期が近づいてきました。町では、住民税と所得税の申告の受付を下記の日程で行います。

「申告のお知らせ」は2月上旬に郵送

2月上旬に役場から住民税の「申告のお知らせ」のハガキを送付します。ただし、税務署からハガキが送付されている人には役場からの通知はありません。また、ハガキが届かない場合でも申告が必要な人は下記の申告会場及び日程を参考に申告してください。

●住民税の申告をしなければならない人 町内に住所がある人は原則として申告をしなければなりません（税務署で確定申告をした人や前年中の所得が給与か公的年金のみの方は、原則申告の必要はありません）。また、医療費控除などの諸控除を受けようとする人も申告が必要です

申告に必要な書類は

- ① 平成28年中の収入や所得の分かる書類（年金や給与の源泉徴収票、事業所得がある人は既に計算している収支内訳書など）
- ② 国民年金保険料等の納付額が確認できるもの
- ③ 生命保険や地震保険などの控除証明書
- ④ 印かん（シャチハタ不可）
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、病院別等に計算した明細書及び領収書
- ⑥ 事業所得（商店・農業等）や不動産所得がある人は、収入金額や必要経費を計算した収支内訳書
- ⑦ 次の(1)から(3)のいずれか1つ。(1)個人番号カード(2)通知カード及び身分証明書（運転免許証等）(3)個人番号が記載された住民票の写し及び身分証明書
- ⑧ 扶養親族の個人番号がわかる書類

申告の際の注意

- ① 「申告のお知らせ」が複数届いている世帯は、どなたかがまとめて代理申告もできます。
- ② 医療費の明細書や収支内訳書が整理されていない場合は受け付けできません。用紙は役場税務住民課賦課係に備え付けています。
- ③ 生命保険の満期受取金（一時所得）や個人年金（雑所得）も受取金額によっては申告が必要です。申告の際は証明書をお持ちください。
- ④ 遺族年金及び障害年金のみを受給されている人は申告が必要です。
- ⑤ 例年、筑豊農業共済組合や企業年金連合会発行の源泉徴収票の提出忘れが多く見られます。金額に関わらず、受け取った源泉徴収票はすべてお持ちください。不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。

確定申告と納税は2月16日（木）から

事業を営んでいる人や給与以外に収入のあるサラリーマン、地代や家賃収入などがある人は、確定申告をしなければなりません。今年の確定申告と納税は、2月16日（木）からです。毎年、申告期限間近になると税務署の窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早い時期に済ませてください。

- 申告期限と納期限 ▷所得税、贈与税…3月15日（水）まで▷個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日（金）まで

住民税の申告が必要な場合も

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の申告が不要となりました（還付を受けるための申告書を提出することはできます）。ただし、所得税の確定申告を要しない場合であっても、個人年金にかかる雑所得など住民税の申告が必要な場合があります。不明なときは役場税務住民課賦課係（☎42局2111番（内線233・234））までお問い合わせください。

確定申告相談会場について

直方税務署では、次のとおり確定申告相談会場を開設します。税務署の駐車場には限りがありますので、ご来場の際は、公共交通機関等または周辺の有料駐車場をご利用ください。

- とき 2月16日（木）から（土・日・祝日は除く）。時間は午前9時から午後4時まで（受付終了間際は混雑しますので、お早めにご来場ください）
- ところ 直方税務署（直方市殿町9番10号）

自宅でもできる申告書の作成

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。給与・年金所得者向けの作成画面を新設し、初めての人も操作しやすい画面となっていますので、ぜひご利用ください。作成した申告書は郵送等により提出できます。

確定申告に関するお問い合わせは
直方税務署☎22局0880番まで

申告会場及び日程



中央公民館 (研修室1) 受付時間 午前 9:00～11:30 午後 1:00～4:00

2月16日(木)・3月1日(水) (※土・日は除く)

整理番号札を午前8時50分から配付します。開場後に申告内容を確認し、受付札と交換します。

くらの郷 (機能訓練室) 受付時間 午前 9:00～11:30 午後 1:00～4:00

3月2日(木)・15日(水) (※土・日は除く)

申告される際は、最寄りの会場にお越しください。